

ひろがる京の木整備事業（木造設計タイプ）実施要領

令和 8 年 5 月 15 日付け 8 林第 326 号
一部改正 令和 8 年 7 月 14 日付け 8 林第 447 号

（趣旨）

第 1 知事は、民間が整備する非住宅の建築物において、府内産木材を活用した設計に係る取組を支援することで、非住宅分野における木造化の推進、府内産木材の需要拡大及び森林資源の循環利用を図るため、府内産木材を活用した木造建築物の設計を行う者に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）、豊かな森を育てる府民税及び森林環境譲与税関係事業補助金交付要綱（平成 28 年京都府告示第 335 号。以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定法人 京都府産木材認証制度実施要綱（平成 16 年 12 月 28 日付け 6 林第 597 号 農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第 3 条の規定により知事から指定を受けた法人をいう。
- (2) 府内産木材 京都の木証明書又はウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証書が発行された木材をいう。
- (3) ウッドマイレージ CO₂ 計算書 京都府ウッドマイレージ CO₂ 計算基準（平成 17 年 1 月 5 日付け 6 林第 597－2 号林務課長通知）に基づき算出された数値を記録した、指定法人が発行する書面をいう。
- (4) 京都の木証明書 実施要綱第 2 条第 10 号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (5) 緑の設計事務所 実施要綱第 20 条の規定により知事の登録を受けた建築士事務所の開設者をいう。
- (6) 非住宅建築物 住宅以外で、事業の用に供する建築物をいう。ただし、併用住宅及び兼用住宅を除く。
- (7) 建築主 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 16 号に規定するものをいう。
- (8) 設計業務 建築物の新築又は増築に当たり、建築工事を実施するために必要となる図書（平面図・立面図・断面図・配置図・仕様書・計算書等。以下「設計図書」という。）を作成する業務をいう。
- (9) 木造 非住宅建築物の新築、増築に当たり、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定される構造耐力上主要な部分に木材を使用する構造又は建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 に基づく確認申請図書の構造種別に木造を併記する混構造をいう。
- (10) 新築 建築基準法第 6 条に基づく建築確認申請において、工事種別が「新築」として申請され、同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証によって確認できるものをいう。
- (11) 増築 建築基準法第 6 条に基づく建築確認申請において、工事種別が「増築」として申請され、同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証によって確認できるものをいう。
- (12) 木拾表 設計図書に基づき算出した木材使用量の一覧表をいう。
- (13) 延べ床面積 建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定される面積をいう。

(交付対象建築物)

第3 補助金の交付の対象となる建築物は、府内産木材を使用した木造の非住宅建築物で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新築又は増築する木造の非住宅建築物であること。
- (2) 仮設の建築物でないこと。
- (3) 設計後に工事契約を締結する事業であり、建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証により建物の竣工を確認できること。
- (4) 構造耐力上主要な部分が建築基準法その他の関係法令に適合すること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）又は暴力団員（同条第6号）の統制下にある者が所有し、又は整備する建築物でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が建設、運営又は管理を行う施設
- (2) 国又は地方公共団体が出資する法人が建築、運営又は管理を行う施設
- (3) 国又は地方公共団体からの交付金又は補助金等により、主たる運営費を得ている法人が建築、運営又は管理を行う施設
- (4) 専ら宗教活動又は政治活動の用に供する施設
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設

(交付対象事業等)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助額、補助上限額及び補助の要件は、別表に定めるものとする。

(事業申込書の提出)

第5 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ事業申込書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期間内に知事に提出するものとする。

- (1) 設計業務委託契約書の写し
- (2) 建築予定地の所在地を表示した位置図及び予定地の写真
- (3) 見積書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による事業申込書の提出があったときは、当該申込を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付の申請をしようとする者に対し、受け付けた旨通知するものとする。

(事業申込の変更及び辞退)

第6 事業申込書を提出した者は、交付申請予定額の増加又は2割を超える減少が生じる場合は、事業変更申込書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 事業申込書の提出後に補助金の申請を辞退しようとする場合は、辞退届（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

(交付申請書の提出)

第7 補助金の交付を申請しようとする者は、事業申込書を知事が受け付けた日から2箇月を経過した日以降であって、交付対象建築物に係る建築確認済証の交付日から1年以内の知事が別に定める期間内に、交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書（別記第4号様式）
- (2) 設計図書（立面図、断面図、平面図、配置図、仕様書・仕上表等）の写し
- (3) 木拾表の写し
- (4) 設計費の請求書及び領収書の写し
- (5) 建築確認済証の写し
- (6) 府税の納税証明書
- (7) 確認書（別記第5号様式）
- (8) その他知事が必要と認める書類

（実績報告）

第8 知事が補助金の交付の決定をしたときは、事業実施報告書をもって交付要綱第6条第2項に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

（書類の提出先）

第9 この要領に基づき知事に提出する書類は、京都府農林水産部林業振興課に提出するものとする

（その他）

第10 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月15日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和8年7月14日から施行する。

別表

交付対象事業	交付対象者	補助対象経費	補助額	補助上限額	補助の要件
府内産木材を使用した木造の非住宅建築物の設計	設計業務を受託した緑の設計事務所	木造（混構造にあつては木造部分に限る。）の設計に要する掛かり増し経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は対象外とする。	定額 （建築物の延べ床面積1平方メートルにつき3,000円。ただし、補助額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）	300万円	次に掲げる要件を全て満たすこと。 1 新築又は増築する部分の延べ床面積が300㎡以上の非住宅建築物であること（混構造の場合は、木造部分の延べ床面積が300㎡以上であること）。 2 府内産木材を使用した木造設計であること。 3 木材使用量の50%以上が府内産木材であること。 4 設計図書に府内産木材の使用と使用量を記載すること。 5 令和8年4月1日以降に契約が締結された設計業務であること。 6 建築工事において、「ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）」を活用する非住宅建築物であること。 7 国が直接又は間接に交付する補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと。 8 補助事業の申請に当たり建築主の了解が得られており、写真等の府への提供に協力すること。 9 その他知事が別に定める方法による府内産木材の普及及び啓発について協力すること。

別記第1号様式（第5、第6関係）

ひろがる京の木整備事業（木造設計タイプ）事業（変更）申込書

年 月 日

京都府知事 様

事業を実施しようとする法人・団体等の名称

代表者役職・氏名

法人・団体等の所在地

〒

連絡先（電話）（ ）－

ひろがる京の木整備事業（木造設計タイプ）実施要領第5（第6）の規定により、事業（変更）申込書を提出します。

記

1 工事の区分 新築 ・ 増築

2 交付対象建築物に関する事項

(1) 建築物の概要

建築場所			
建築物の用途			
構造		階数	
敷地面積	m ²	延べ床面積	m ²
工期（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日		

(2) 事業費

単位：円

総事業費（全体）	円
木造部分の事業費	円

3 他の補助金等に関する確認

本補助金以外の設計費に係る補助金等の受給の有無	無 ・ 有 (事業名)
-------------------------	-----------------

4 事業担当者に関する事項

事業担当者	所属する法人・団体の名称
	()
	担当者名
	()
	連絡先
	(電話 :)
	(E-mail :)

5 添付書類

- (1) 設計業務委託契約書の写し
- (2) 建築予定地の所在地を表示した位置図及び予定地の写真
- (3) 見積書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第6関係）

年 月 日

京都府知事 様

事業を実施しようとする法人・団体等の名称
代表者役職・氏名
法人・団体等の所在地
〒
連絡先（電話）（ ）－

ひろがる京の木整備事業（木造設計タイプ） 辞退届

年 月 日付けで提出の事業申込書に係る申請については、下記の理由により辞退します。

記

辞退理由

第3号様式（第7関係）

年 月 日

京都府知事 様

事業を実施しようとする法人・団体等の名称
代表者役職・氏名
法人・団体等の所在地
〒
連絡先（電話）（ ）－

ひろがる京の木整備事業（木造設計タイプ）補助金交付申請書

ひろがる京の木整備事業（木造設計タイプ）実施要領第7の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の内容

「ひろがる京の木整備事業（木造設計タイプ）事業実施報告書（別記第4号様式）」の
とおり

3 振込先

補助金の振込先	①金融機関名	銀行	支店
	②預金種目	普 通	・ 当 座
	③口座番号		
	④口座名義人（か書き）		
	※口座名義人は申請者と同一であること		

4 添付資料

- (1) 事業実施報告書（別記第4号様式）
- (2) 設計図書（立面図、断面図、平面図、配置図、仕様書・仕上表等）の写し
- (3) 木拾表の写し
- (4) 設計費の請求書及び領収書の写し
- (5) 建築確認済証の写し
- (6) 府税の納税証明書
- (7) 確認書（別記第5号様式）
- (8) その他知事が必要と認める書類

第4号様式（第7関係）

年 月 日

事業実施報告書

1 建築物の概要

建築場所			
建築物の用途			
構造		階数	
敷地面積	m ²	延べ床面積	m ²
工期（予定）	年 月 日	～	年 月 日

2 木材使用量

区分	木材使用量	うち府内産木材	備考
無垢材	m ³	m ³	
集成材	m ³	m ³	
C L T	m ³	m ³	
合板	m ³	m ³	
その他	m ³	m ³	
合計	m ³	m ³	
木材使用量に占める府内産木材の割合		%	

3 事業費

単位：円

総事業費（全体）	円
木造部分の事業費	円

4 他の補助金等に関する確認

本補助金以外の設計費に係る補助金等の受給の有無	無 ・ 有 (事業名)
-------------------------	-----------------

第5号様式（第7関係）

年 月 日

確認書

交付対象者と建築主は、下記施設に係る「ひろがる京の木整備事業（木造設計タイプ）」の実施にあたり、以下の内容を相互に確認しました。

記

1 事業内容の確認

交付対象者は建築主に対し、府内産木材を使用することについて、説明を行い、建築主はこれを了解しました。また、交付対象者が本補助金を受領することに同意します。

2 関連事業の申請について

建築主は、本事業とあわせて「ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）」の申請手続きを適正に行うものとする。

3 PRへの協力

建築主は、本事業による木造化の取組を広く知ってもらうため、施設の公開や写真提供などのPR活動に協力する。

建築主
住 所

氏 名

交付対象者
住 所

氏 名